

## にいがた農業応援ファンド

# 令和5年度 新規・親元就農応援事業

## <親元就農応援事業>

親元へ就農する子(孫を含む)またはその配偶者等を持つ農業者に対し、営農費用の一部(上限20万円)を助成します。

募集期間:令和5年4月1日(土) ~ 令和5年6月30日(金)

事業対象者	<p>新潟県内の親元農家 ※個人および法人が対象となります。 以下の1および2の要件をすべて満たす方を対象とします。 (助成要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定農業者またはJAが担い手と認定した者であること。</li> <li>2. 以下のすべての要件を満たす親元新規就農者がいること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 親元農家(法人の場合は、法人の代表者)の子(孫を含む)またはその配偶者等であること。</li> <li>(2) 就農時の年齢が満50歳未満であること。</li> <li>(3) 農業次世代人材投資事業経営開始型等の給付金を受給しておらず、今後も受給する予定がないこと。</li> <li>(4) 就農開始時期が令和2年1月1日から令和5年6月30日であること。</li> <li>(5) 将来の地域農業の担い手となることについて意欲を有しており、就農後は専ら親元農家のもとで農業に従事すること。</li> </ul> </li> </ol>
助成対象費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬費、修繕費、動力光熱費、共済掛金、農地賃借料等の農業経費</li> <li>2. 先進農家視察、農業経営研修にかかる旅費交通費・研修費・税理士等の顧問料等</li> </ol> <p>※事業対象者が、申請日が属する年(法人の場合は事業年度)に支出する営農費用が対象となります。</p>
助成金額	<p>1事業対象者あたり上限20万円 ※本事業における助成は、1事業対象者につき、1回のみとなります。</p>
助成総額	1,500万円

助成総額を超える多数の申請を受け付けた場合、助成金額が減額となることがありますので、十分ご理解いただいたうえで申請されますようお願いいたします。

助成対象者は助成金交付から3年間、就農状況等を報告する必要があります。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。